

ビスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、適切な配慮を行う。

③ 養育費の確保策

ア 広報・啓発活動の推進

母子寡婦福祉団体、NPO等の関係団体と連携して、養育費の支払いに関する広報・啓発活動を推進

イ 相談制度の拡充

(a) 特別相談事業の拡充(実施主体：都道府県、対象：一人親家庭)

特別相談事業としての法律相談について、実施回数を増やすなど、その事業を充実

(b) 母子自立支援員や婦人相談員に対する養育費に関する研修を実施

母子自立支援員や婦人相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する研修を実施

(c) 母子寡婦福祉団体、NPO等への支援(対象:母子家庭等)

母子家庭等に対して、養育費相談や情報提供活動を実施する母子寡婦福祉団体やNPO等に対し、情報提供等の支援を実施

ウ 情報提供(対象：母子家庭等)

母子家庭等に対し、養育費取得手続、相談窓口などについて、行政(児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等)や関係団体による情報提供活動を推進

④ 経済的支援策

ア 母子寡婦福祉貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施(実施主体：都道府県、対象：母子家庭及び寡婦)

母子家庭や寡婦に対して、母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に推進するほか、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施

イ 児童扶養手当に関する情報提供、適正な給付業務の実施(実施主体：都道府県及び市等)

母子家庭の母に対して、児童扶養手当制度に関する情報提供を積極的に推進するほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付業務を実施

ウ 児童扶養手当窓口における相談、情報提供等適切な自立支援の実施(実施主体：都道府県及び市等)

児童扶養手当窓口において、母子自立支援員等による就業等に関する相談、情報提供を積極的に推進するなど、母子家庭の母に対する適切な自立支援を実施

(3) 国会に対する報告

国は、母子家庭の母の就業の支援に関する施策の充実に資するため、毎年、国会に対し、

母子家庭の母の就業の支援に関して講じようとする施策及びその実施状況を報告する。

(4) 基本方針の評価と見直し

① 基本方針の見直しに当たっては、見直し前に、基本方針に定めた施策の評価を行う。この評価は、第1に掲げた母子家庭及び寡婦等の動向に関して調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は公表する。

③ 基本方針の見直し

①の評価により得られた結果は、基本方針の見直しに際して参考にする。

(5) 関係者等からの意見聴取

基本方針の見直しに当たっては、母子寡婦福祉団体、NPO、都道府県や市町村、母子生活支援施設関係者など、母子家庭等及び寡婦施策関係者からの意見を聴取するとともに、パブリックコメントを求める。

(6) その他

① 母子家庭等及び寡婦施策を実施するに当たっては、母子寡婦福祉団体、NPOその他関係団体に対し適切な支援を行うとともに、これら関係団体、児童委員、及び施策に関係する部局とも十分な連携を図りつつ実施する。

② 効果的な母子家庭等及び寡婦施策の在り方について研究・検討を行う。

③ 母子家庭等及び寡婦施策に従事する職員により母子家庭等及び寡婦を巡る状況の理解、母子家庭等及び寡婦施策の習熟及びプライバシーへの十分な配慮が促進されるよう、職員の資質向上のための研修等を実施する。

第3 都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

1. 手続についての指針

(1) 計画の期間

母子家庭及び寡婦自立促進計画(以下「計画」という。)の運営期間は、5年間とする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(2) 計画策定前の手続

- ① 調査・問題点の把握

計画を策定するに当たっては、まず、次の事項について、活用可能な既存のデータ等を基に評価・分析し、当該地域における母子家庭等及び寡婦の現状における問題点を把握する。

 - ア 母子家庭等及び寡婦の数(離死別や未婚等の原因ごとの数)
 - イ 母子家庭等における子どもの状況(人数、性別、年齢、就学状況等)
 - ウ 平均年間所得(就業形態ごと就業種別ごとの率)
 - エ 就業率(就業形態ごと、就業種別ごとに)
 - オ 母子家庭等の養育費の取決め率、取得率及び平均額
 - カ 母子家庭等及び寡婦の住居の状況
 - キ 母子家庭等のうち、その児童が保育所への入所を待機している世帯数
 - ク 当該地域の公共的施設における母子家庭の雇用状況
 - ケ その他当該地域の母子家庭等及び寡婦の自立促進にとって重要な数値
- ② 基本目標
 - ①の調査・問題点の把握に基づいて、計画の基本目標を明確にする。
- ③ 関係者等からの意見聴取

計画の策定に当たっては、当該地域の母子寡婦福祉団体、NPO、母子生活支援施設職員等母子家庭等及び寡婦施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。
- (3) 基本計画の評価と次期計画の策定
 - ① 評価

計画の運営期間の満了前に、計画に定めた施策について評価を行う。

この評価は、(2)①の調査項目について調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。
 - ② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は公表する。
 - ③ 次の計画の策定

①の評価により得られた結果は、次の計画を策定するに際して参考にする。

2. 計画に盛り込むべき施策についての指針

- (1) 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項としては、1.(2)①で把握した問題点を記載する。

- (2) 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項としては、第2の1.を参考にしつつ、当該都道府県及び市等において今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性を記載する。

さらに、第2の2.を参考にしつつ、当該都道府県及び市等が計画に基づいて実施する各施策の基本目標を記載する。
- (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - ①子育て支援、生活の場の整備、
 - ②就業支援策、
 - ③養育費の確保策、
 - ④経済的支援策、
 - ⑤その他の各項目について、
- (1)に記載した問題点を解消するために必要な施策として、次のものを記載する。
 - (a) 厚生労働大臣が提示した施策メニュー第2の3.(2)に掲げられた施策のうち、当該都道府県及び市等において実施する施策
 - (b) 都道府県及び市等独自の施策メニュー第2の3.(2)に記載されていない施策であって、都道府県及び市等が独自で実施する施策